



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○ 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例 (人事課) .....	1
<b>告 示</b>	
○ 包括外部監査契約の締結 (行政管理課) .....	2
○ 歳入の収納の事務の委託 (農政経済課) .....	2
○ 民有保安林の指定の予定・2件 (森林管理課) .....	3
○ 民有保安林の指定の解除の予定・2件 (森林管理課) .....	3
○ 基本測量の実施の終了の通知 (道路管理課) .....	4
○ 公共測量の実施の終了の通知 (道路管理課) .....	4
○ 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画・モノレール課) .....	4
○ 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し (会計課) .....	5
<b>公 告</b>	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定 (人事課) .....	5
○ 指定代理納付者の指定の取消し (税務課) .....	5
○ 指定代理納付者の指定・2件 (税務課) .....	5
○ 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) .....	6
<b>教育委員会事項</b>	
○ 沖縄県指定無形文化財の保持者の追加認定 .....	6
<b>選挙管理委員会事項</b>	
○ 沖縄県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日等 .....	7
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 .....	7

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例 (条例第36号)
  - 1 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間における知事及び副知事の給料月額を減額して支給することとし、その措置に関し必要な事項について定めることとした。(第1条から第3条まで)
  - 2 この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第36号

## 沖縄県知事及び副知事の給与の特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

**第1条** 令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事及び副知事に対する給料月額を支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の30を、副知事にあつては同表に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

**第2条** この条例の規定により給料月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規則への委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和2年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 友利健太
  - (2) 住所 那覇市天久2丁目10番28号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用の額の範囲内で概算払をするものとする。

### 沖縄県告示第263号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を

委託した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金及び違約金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

---

#### 沖縄県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡大宜味村字津波津波山1971番193・1971番677・1971番750・字津波アザカ原1463番・1495番4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）

---

#### 沖縄県告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 宮古島市下地字与那覇池原1718番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）

---

#### 沖縄県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字漢那港原1662番1
- 2 保安林として指定された目的 水害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

---

**沖縄県告示第267号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡渡嘉敷村字阿波連富里登原572番（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
(3) 解除の理由 水道事業用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 島尻郡渡嘉敷村字阿波連富里登原572番（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
(3) 解除の理由 水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第268号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正測量）

---

**沖縄県告示第269号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 恩納村前兼久から恩納村仲泊地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成31年4月16日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**沖縄県告示第270号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部

- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から令和3年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更認可の年月日 令和2年4月23日

**沖縄県告示第271号**

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	取消し年月日
沖縄綿久寝具株式会社	宜野湾市赤道一丁目8番5号	南城市佐数字新里1870番地 (南城市役所庁舎内)	令和2年4月27日

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 給与Webシステム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部人事課総務事務センター 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和2年4月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 那覇市久茂地1丁目2番20号OTV国和プラザ8階
- 5 落札金額 210,012,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価方式による一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年3月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定した次の指定代理納付者の指定を取り消した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容 自動車税（インターネットを利用して納付する沖縄県自動車税に限る。）
- 3 指定代理納付者による代理納付の対象となる地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第2項で定める証票その他の物 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
  - (1) M a s t e r C a r d
  - (2) V I S A
  - (3) J C B
  - (4) A m e r i c a n E x p r e s s
  - (5) ダイナース

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容 個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割（インターネットを利用して納付する場合に限る。）
- 3 指定代理納付者による代理納付の対象となる地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第2項で定める証票その他の物 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
  - (1) J C B
  - (2) A M E X
  - (3) D i n e r s

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 ユーシーカード株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容 個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割（インターネットを利用して納付する場合に限る。）
- 3 指定代理納付者による代理納付の対象となる地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第2項で定める証票その他の物 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
  - (1) V I S A
  - (2) M a s t e r c a r d

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年5月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月7日 沖縄県指令土第592号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平249番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平559番地の3 プルミエS 式番館107号 具志堅正
- 5 検査済証番号 令和2年4月24日 第4651号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月13日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第6号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

令和2年5月19日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

無形文化財の名称	保持者		
	氏名	住所	
沖縄伝統音楽満水流	三線	城間盛秋	西原町上原一丁目10番地の21

		高江洲昌和	沖縄市知花六丁目26番34号
		渡慶次哲三	豊見城市字保栄茂1153番地75B-25
		濱里長希	読谷村字渡具知236番地5
		宮城康明	那覇市首里石嶺町2丁目179番地5
		山内昌也	那覇市首里当蔵町1丁目6番地1すうみ三ツ星201
琉球歌劇	踊方	赤嶺啓子	那覇市牧志3丁目18番18号
		安次嶺利美	那覇市楚辺2丁目32番15号
		金城さゆき	豊見城市字名嘉地40番地上原アパートB-201号
		金城真次	豊見城市字名嘉地40番地上原アパートB-201号
		小嶺和佳子	沖縄市上地二丁目14番19号小嶺アパート202号
		高宮城実人	那覇市首里石嶺町3丁目42番地3
		當銘由亮	沖縄市照屋五丁目3番16号
	地謡	恩納裕	うるま市勝連平敷屋123番地
		宮城武碩	那覇市字仲井真77番地11
沖縄の空手・古武術	伊波光太郎	うるま市字田場1816番地2	
	伊波清吉	西原町棚原一丁目10番地の16	
	喜久川政成	与那原町字与那原1188番地の1	
	高良信徳	読谷村字波平1689番地	
	仲程力	読谷村字比謝55番地	
	眞栄城守信	那覇市与儀1丁目22番16号	

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第6号

令和2年6月7日執行予定の沖縄県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

令和2年5月19日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 令和2年5月28日。ただし、年齢については令和2年6月7日
- 2 登録の日 令和2年5月28日

### 沖縄県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和2年5月19日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
沖縄医療生活協同組合中部協同病院	(新) 沖縄市美里一丁目31番15号 (旧) 沖縄市知花六丁目25番5号	令和元年10月11日
(新) 琉球大学病院 (旧) 琉球大学医学部附属病院	西原町字上原207番地	令和2年4月1日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
--	--